

## 健康診査および保健指導に関する『健康づくり推進』にかかる合意書

河合楽器健康保険組合（以下、「組合」と）と株式会社河合楽器製作所（以下、「会社」と）は、「組合」が実施する「高齢者の医療確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導および保健事業の一環で実施する人間ドック事業と、「会社」が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に以下のとおり合意書を交わすものとする。

### 1. 目的

被保険者の中長期的な健康増進および生活習慣病予防のため、健康診査事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化および充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

### 2. 共同推進

上記目的を達成するため、「組合」および「会社」は共同で実施する事項について以下のとおり定め、各々の事業を推進する。

- (1) 健診結果およびリスク保有者データの共有により事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

### 3. 留意事項

利用目的を健康増進および生活習慣病予防のための健診事後フォロー並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、「組合」および「会社」は各々実施する健康診査の結果を互いに提供することとする。

また、その際の取り扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。

なお、提供方法、提供時期等、本合意書に定めのない事項については、双方協議の上、都度決定するものとする。

### 4. 費用負担

「組合」および「会社」は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の清算は発生しない。

### 5. その他

「組合」および「会社」は、本合意書を証とするため、2通作成し双方記名捺印の上、各1通を所持する。

本合意書は2023年10月4日より有効とする。

2023年10月4日

河合楽器健康保険組合

株式会社河合楽器製作所

理事長 伊藤 照幸 印

代表取締役会長兼社長 河合 弘隆 印